

◆参考資料（共通仕様書 土木工事編 I より「提示」箇所の抜粋）◆

14. 提示とは、受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。

3. 受注者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。

- (1) 各資材の受払い記録（資材納入書、伝票等）
- (2) 工事日誌
- (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料
- (4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェスト

13. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1 - 1 - 34 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

7. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用す

るときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

6. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第 38 条による教育の履歴者、過去 3 年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

また、表 1 - 1 に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）第 18 条及び警備員の検定等に関する規則（令和元年 10 月改正 国家公安委員会規則第 8 号）第 2 条並びに福島県公安委員会告示第 56 号（平成 27 年 10 月 6 日）に基づき、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を 1 人以上配置しなければならない。

1 - 1 - 41 官公庁等への手続等

3. 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得た資料を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

1 - 1 - 44 提出書類

(2) 現場代理人及び主任技術者等通知書（第 11 号様式）

主任技術者又は監理技術者が所属建設会社との直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は、入札申込日以前に 3 ヶ月以上）にあることを確認するため、受注者は「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するとともに、請負業者との雇用関係が証明できるもの（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証等）を監督員に**提示**しなければならない。

第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工

2 - 3 - 1 一般事項

2. 地山の土及び岩の分類は、表 2 - 1 によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、約款第 18 条第 1 項の規定により監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に提出しなければならない。

第 4 節 道路土工

2 - 4 - 1 一般事項

4 . 地山の土及び岩の分類は、表 2 - 1 によるものとする。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第 3 節 レディーミクストコンクリート

3 . 受注者は、第 1 編 3 - 3 - 2 第 1 項により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、第 1 編 3 - 3 - 2 第 1 項により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。

4 . 受注者は、第 1 編 3 - 3 - 2 第 2 項に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第 1 編 3 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 5 節 現場練りコンクリート

3 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ

1 . 計量装置

(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。

なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

第 7 節 鉄筋工

3 - 7 - 1 一般事項

3 - 7 - 3 加工

1. 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。
2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3 - 7 - 5 継手

3. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3 - 7 - 6 ガス圧接

1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。

なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得なければならない。

また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。

第2編 材料編

第2節 工事材料の品質及び確認

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。また、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。ただし、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品を使用する場合は、施工計画書に各工場名を記載し、監督員に提出すればよいものとする。

1 - 3 - 13 ポストテンション桁製作工

- (8) プレストレスニングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17. 11PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、

検査時に提出しなければならない。

1 - 3 - 23 現場継手工

7. 締付け確認については、下記の規定によるものとする。

- (1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかにいき、その記録を整備・保管し、監督員の要求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に、提出するものとする。

1 - 3 - 29 側溝工

16. 検査

(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。

また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

1 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工

11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。

- (3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。

1 - 7 - 9 固結工

10. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

1 - 12 - 3 桁製作工

(2) 工作

① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。

ただし、圧延直角方向で、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。

なお、板取りに関する資料を保管し、監督員からの請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

第18節 床版工

1-18-2 床版工

(16) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

第3章 橋梁下部

第3節 工場製作工

3-3-1 一般事項

5. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の要求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

3-8-11 現場継手工

3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の要求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

第4章 鋼橋上部

第3節 工場製作工

3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

第6章 トンネル (NATM)

第1節 適用

10. 受注者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に提示しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。

第5章 堰

第3節 工場製作工

3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。